

第2節 指定工場等の設置の許可等

(指定工場等の設置の許可)

第38条 条例第30条第1項の許可を受けようとする者は、指定工場等設置許可申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、別表第1第83号に掲げる施設について条例第30条第1項の許可を受けようとする者は、指定工場等設置許可申請書(汚染土壌浄化施設)(様式第13号の2)を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 指定工場等の名称及び所在地
- (3) 指定工場等の業種、使用する原材料及び主要な生産品目
- (4) 指定工場等の敷地内における建築物等の配置及び構造
- (5) 施設の使用及び管理の方法
- (6) 公害の防止の方法
- (7) その他規則で定める事項

(許可申請書の記載を一部省略することができる場合等)

第39条 条例第30条第1項ただし書の規則で定める場合は、指定工場等が有害物質を原料とし、又は物の製造若しくは加工に際し有害物質を使用する作業(以下「指定作業」という。)と当該指定作業以外の作業を併せて行う場合とし、その場合に許可の申請書の記載を省略することができる事項は、当該指定作業以外の作業に係る条例第30条第1項第3号から第7号までに掲げる事項とする。

2 条例第30条第1項第7号の規則で定める事項は、施設の種類とする。

(指定工場等設置許可書等の交付)

第40条 市長は、条例第30条第1項の許可をするときは、指定工場等設置許可書(様式第14号)を申請者に交付するものとする。

2 市長は、条例第30条第1項の許可をしないときは、指定工場等設置不許可通知書(様式第15号)を申請者に交付するものとする。

(指定化学物質の適正な管理等)

第41条 指定工場等の設置者は、条例第31条第2項の規定により指定化学物質の適正な管理を行うにあたっては、条例第106条第1項の規定により策定した指針に従うものとし、指定化学物質の環境リスクを低減するための取組みの現状を自己評価するとともに、目標達成期間を定めた自主管理目標を設定し、その達成状況について定期的に点検するものとする。

2 第4条及び第6条に規定する物質についても、前項の規定に準じて適正な管理に努めるものとする。

(経過措置の適用を受けるための届出)

第42条 一の工場等が指定工場等となった際現にその工場等を設置している者は、条例第32条第1項の規定による届出をするときは、指定工場等使用届出書(様式第13号)を提出しなければならない。

2 市長は、条例第32条第1項の規定による届出を受理したときは、受理書(様式第16号)を当該届出をした者に交付するものとする。

(許可を受けなければ変更することができない事項)

第43条 条例第33条第1項の公害の防止上重要なものとして規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定作業を行う建物の設置、移設、除却又は規模若しくは構造
- (2) 指定作業の追加
- (3) 指定作業に係る施設の設置(型式、規模及び能力が同一である施設と交換して設置する場合を除く。)
- (4) 指定作業に係る公害防止のための装置(建物その他の工作物であって公害の防止の用に供するものを含む。)の設置、構造の変更(規模又は能力の変更を伴う場合に限る。)、使用方法の変更、使用の廃止又は除却
- (5) 指定作業に係る物質を含有する原材料その他の消耗材料の新たな使用

(指定工場等変更許可申請書の提出)

第44条 条例第30条第1項の許可を受けた者は、条例第33条第1項の規定による変更の許可を受けようとするときは、指定工場等変更許可申請書(様式第17号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第1第83号に掲げる施設について条例第30条第1項の許可を受けた者は、条例第33条第1項の規定による変更の許可を受けようとするときは、指定工場等変更許可申請書(汚染土壌浄化施設)(様式第17号の2)を市長に提出しなければならない。

(指定工場等変更許可書等の交付)

第45条 市長は、条例第33条第1項の規定による変更の許可をするときは、指定工場等変更許可書(様式第14号)を申請者に交付するものとする。

- 2 市長は、条例第33条第1項の規定による変更の許可をしないときは、指定工場等変更不許可通知書(様式第15号)を申請者に交付するものとする。

(氏名等変更届出書等の提出)

第46条 条例第30条第1項の許可を受けた者は、条例第34条の規定による届出をするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める届出書を提出しなければならない。

- (1) 条例第30条第1項第1号又は第2号に掲げる事項を変更した場合 氏名等変更届出書(様式第18号)
- (2) 許可に係る指定工場等の使用を廃止した場合 指定工場等廃止届出書(様式第19号)

(指定工場等設置(変更)工場完成届出書)

第47条 条例第35条第1項の規則で定める完成届は、指定工場等設置(変更)工事完成届出書(様式第20号)とする。

(指定工場等認定書の交付)

第48条 市長は、条例第35条第2項の認定をするときは、指定工場等認定書(様式第21号)を、前条の完成届出書を提出した者に交付するものとする。

(指定工場等地位承継届出書の提出)

第49条 条例第36条第1項又は第2項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、同条第3項の規定による届出をするときは、指定工場等地位承継届出書(様式第22号)を提出しなければならない。